

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県立都市公園条例施行規則(抜粋)

高知県立都市公園条例施行規則(抜粋)

本則

本則

(通常以上に電力を消費する場合に加算する利用料の額)

第5条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第5の備考13の規則で定める利用料の額は、原価計算を基礎として知事が定める額とする。

(減免を受けることができる大会、催し等)

(減免を受けることができる大会、催し等)

第6条 略

第6条 略

2・3 略

2・3 略

4 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める占用料又は広告出展料は条例別表第3に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る占用料又は条例別表第4に規定する競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展に係る広告出展料とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

4 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める占用料又は広告出展料は条例別表第3に規定する競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係る占用料又は条例別表第4に規定する競技会、展示会その他これらに類する催しのための広告出展に係る広告出展料とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

条件	減免する額
(1) 国若しくは地方公共団体又はこれらにより構成される実行委員会等の任意団体が主催し、又は共催する催しで、都市公園の設置目的に沿い、かつ、都市公園の機能を著しく高めると知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	当該占用料又は広告出展料の額に相当する額
(2) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成さ	

条件	減免する額
(1) 国若しくは地方公共団体又はこれらにより構成される実行委員会等の任意団体が主催し、又は共催する催しで、都市公園の設置目的に沿い、かつ、都市公園の機能を著しく高めると知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合	当該占用料又は広告出展料の額に相当する額
(2) 国若しくは地方公共団体若しくはこれらにより構成さ	

れる実行委員会等の任意団体又は自主防災組織(高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第4号に規定する自主防災組織をいう。次項において同じ。)が主催し、又は共催する防災訓練等で、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合

れる実行委員会等の任意団体又は自主防災組織(高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第4号に規定する自主防災組織をいう。次項において同じ。)が主催し、又は共催する防災訓練等で、公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと知事が認める都市公園の占用又は都市公園における広告出展である場合

5 略

5 略

6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料(以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。)及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料(以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。)とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

6 条例別表第6の知事が特別の理由があると認めて規則で定める利用料は条例別表第5に規定する高知公園の高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の大人の1人1回の利用料(以下この項において「高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料」という。)及び野市総合公園ののいち動物公園の大人の1人1回の利用料(以下この項において「のいち動物公園の利用料」という。)とし、当該規則で定める条件及び減免する額は次の表に定めるとおりとする。

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面(「高知県立施設等無料入場券」の記載があるものに限る。以下同じ。)を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合 (2) 県内の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	当該利用料の額に相当する額

区分	条件	減免する額
高知城天守・懐徳館・東多聞・廊下門の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面(「高知県立施設等無料入場券」の記載があるものに限る。以下同じ。)を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合 (2) 県内の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童の引率者が教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	当該利用料の額に相当する額

	高知県教育委員会が特に必要であると認める場合	高知県教育委員会が定める額
のいち動物公園の利用料	(1) 知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合 (2) 県内の高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童の引率者が、教育課程に基づく教科学習の一環として利用する場合	当該利用料の額に相当する額

7 略

第8号様式(第4条関係)

高知県立のいち動物公園年間入園券
[別紙参照]

第17号様式(第7条関係)

特定公園施設使用料減免承認申請書
[別紙参照]

第18号様式(第7条関係)

特定公園施設使用料減免承認通知書
[別紙参照]

	高知県教育委員会が特に必要であると認める場合	高知県教育委員会が定める額
のいち動物公園の利用料	知事が別に定めるところにより発行する高知県観光特使の名刺の裏面を提示した者及び当該者と同時に利用する者(当該者1人につき4人までに限る。)が利用する場合	当該利用料の額に相当する額

7 略

第8号様式(第4条関係)

高知県立のいち動物公園年間入園券
[別紙参照]

第17号様式(第7条関係)

特定公園施設使用料減免承認申請書
[別紙参照]

第18号様式(第7条関係)

特定公園施設使用料減免承認通知書
[別紙参照]